

## 平成29年定例第3回市議会会議録(第3日)

平成29年9月21日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥  菌	由美子	10番	瀬  口	健
2番	吉  原	政  宏	11番	川  口	正  宏
4番	末  吉	達二郎	12番	中  尾	眞智子
5番	古  賀	義  教	13番	中  島	一  博
6番	前  原	武  美	14番	坂  口	孝  文
7番	野  田	力	15番	宮  本	五  市
8番	上津原	博	16番	牛  嶋	利  三
9番	荒  卷	隆  伸	17番	壇	康  夫

2. 不応招議員は次のとおりである。

3番 徳 永 重 遠

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	本 莊 安 政	係 長	堤 和 美
次 長	田 中 裕 樹	書 記	大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	西 原 親	企画財政課長	坂 田 良 二
副 市 長	高 野 道 生	企画財政課 財政係長	大 坪 康 春
教 育 長	長 岡 廣 通	福祉事務所長	坂 口 浩 二
監 査 委 員	平 井 常 雄	健康づくり課長	田 中 聡 美
総 務 部 長	馬 場 洋 輝	環境衛生課長	松 尾 和 久
保健福祉部長	加 藤 康 志	農林水産課長	木 村 勝 幸
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	梅 津 俊 朗	商工観光課長	松 尾 博
環境経済部長	富 重 巧 斉	上下水道課長	木 下 康 彦
建設都市部長	松 尾 正 春	学校教育課長	加 藤 武 美
教 育 部 長	野 田 圭 一 郎	税 務 課 長	盛 田 勝 徳
消 防 長	北 嶋 俊 治	農林水産課農政係長	坂 本 生 治
総 務 課 長	西 山 俊 英		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 認定第1号 平成28年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第2号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第3号 平成28年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第4号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第5号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第6号 平成28年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第7号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第8号 平成28年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第9号 平成28年度みやま市水道事業会計決算の認定について
- (10) 議案第31号 みやま市足湯施設条例の制定について
- (11) 議案第32号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第33号 平成28年度みやま市水道会計決算剰余金の処分について
- (13) 議案第34号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (14) 議案第35号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (15) 議案第36号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (16) 議案第37号 財産の取得について
- (17) 議案第38号 財産の取得について
- (18) 発議第3号 道路財特法による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書
- (19) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第4号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) みやま市議会議員 壇 康夫君不信任の動議の件

---

午前 9 時 30 分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番徳永重遠君につきましては、先日に引き続き欠席届が提出されております。これを許可しておりますので、御承知お祈りいたします。

日程第 1 ～ 第 9 認定第 1 号 ～ 認定第 9 号

○議長（壇 康夫君）

日程第 1. 認定第 1 号 平成28年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、  
日程第 9. 認定第 9 号 平成28年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの 9 件を一括議題とします。

本件については、決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。荒巻決算審査特別委員会委員長、お願いします。

○決算審査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さん改めまして、おはようございます。

決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

本決算審査特別委員会に付託されました案件は、認定第 1 号 平成28年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 9 号 平成28年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの 9 件であります。

審査の方法については、15名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと実質執行結果はどうであったか、期待された行政効果が達成されたかなど、当該年度限りではなく、将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重な審査を行いました。

本特別委員会の開催は、9月5日、11日、12日、19日の4日間、分科会は9月13日、14日、15日の3日間にわたって開催をいたしております。分科会では、それぞれの所管に属する歳入歳出決算の審査を行い、全体会議等では全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行いました。

一般会計としては、平成28年度歳入決算額19,244,671,719円、歳出決算額18,560,398,705円で、歳入歳出差し引き額は684,273,014円、実質収支は580,012,014円の黒字となっております。

一般会計と8特別会計を合わせた歳入合計額は32,503,779,155円、歳出合計額は31,565,550,122円、歳入歳出差し引き額は938,229,033円、実質収支は833,968,033円の黒字となっております。

なお、審査の中で各委員から指摘があったものについて、特に重要であると思われるものについて申し上げます。

まず、全体的事項として、1、決算の状況及び決算審査特別委員会の指摘事項を踏まえ、適正な予算編成に努めること。2、予算の執行に当たっては、引き続き最小の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

次に、一般会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、今後も不公平が生じないよう取り組みの強化を図ること。2、放課後児童クラブと学校のさらなる連携を図り、危機管理情報の強化に努めること。3、保育料の保護者負担軽減については、成果説明書に明記すること。4、食育の推進については、委託方式を含めて検討すること。5、農漁業の振興を図るため、国、県の補助事業を大いに活用し、生産性を向上させ、農漁業従事者の意欲を高めること。6、商工業活性化対策を積極的に推進すること。7、企業誘致の推進を積極的に行うこと。8、定住促進住宅山川団地の入居者増加に向けた方策を検討し、さらなる定住促進を図ること。9、大規模事業等において繰り越し並びに多額の不用額が生じているものがあるので、適切な執行管理を行うこと。10、中山間地道路、生活道路及び水路の早急な整備を行い、安全性と利便性の向上を図ること。11、総合教育会議を開催し、教育の振興に努めること。12、すそ野教育の推進については、具体的な内容をもって進めること。13、スクールソーシャルワーカーについては、児童の支援に影響が出ないよう、欠員が生じない取り組みを図ること。14、学校再編については、複式学級の解消のため、計画の見直しを図ること。15、青少年問題協議会は年度当初に開催し、年2回開催すること。16、グラウンドの利用については、多くの団体が利用できるよう工夫すること。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

1、税の徴収については努力が認められるが、さらなる徴収率の向上に努め、安定した事業運営に努めること。

続いて、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1、介護保険事業の安定した運営を図るため、保険料の徴収体制を整えていくこと。

以上、本決算審査特別委員会での審査経過及び全体指摘事項2項目、一般会計指摘事項16項目、特別会計指摘事項2項目について申し上げましたが、委員会としては、認定第1号 平成28年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成28年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの9件は、いずれも認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。16番牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）

一般会計の16番ですか、「グラウンドの利用については、多くの団体が利用できるよう工夫すること。」というようなことでの全体的事項の指摘の中に上がっておりますが、ここは恐らく文教厚生委員会で審査、調査いただいておりますが、どこのグラウンドを指しているのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

荒巻決算審査特別委員長、お願いします。

○決算審査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）

お答えいたします。

この決算審査の取りまとめを19日に開催をさせていただきました。正副委員長、私と奥菌副委員長、それから各分科会の委員長さん集まって取りまとめを行いました。その中で、今御指摘の16番の「グラウンドの利用については」ということですが、文教厚生常任委員長のほうから、このグラウンドについては高田のB&Gグラウンドというような発言がっております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

16番牛嶋利三君、どうぞ。

**○16番（牛嶋利三君）**

このことであれば、やはり私も以前から、多くの皆さんが、例えば、老人クラブの皆さんだとか、ほかのスポーツクラブも含めてなんですが、やはり利用したいというようなことでの申し入れをやって、もうグラウンドそのものが占有された状態になっておるといようなことで、市のほうへもいろんなほかの目的等々でやっぱり目的に合った利用の仕方、使用の仕方を再考できないかというようなことで申し入れをするけれども、できないというような実情を訴えてくださいというようなことが今まで数回あっております。これは私だけじゃないと思いますけれどもですね。だから、このことに対する全体的事項の中での指摘というようなことだと思います。これどのように考えてあるのか、今後の取り組みとして、対策、対応含めたお答えをいただければと思います。

**○議長（壇 康夫君）**

荒巻決算審査特別委員長、よろしいですか。（「それは所管じゃないとわかりません」と呼ぶ者あり）いやいや、だから、一回所管に振ってください。

**○決算審査特別委員長（荒巻隆伸君）（登壇）**

決算審査特別委員長としては、取りまとめを行ったということでございますので、今の牛嶋議員の御指摘については、執行部のほうから答弁をしていただきたいというふうに思いますけど。

**○議長（壇 康夫君）**

執行部のほうよろしいですか、野田教育部長。

**○教育部長（野田圭一郎君）**

ただいまグラウンドの利用の件についてということで、これは委員会の中でも御答弁申し上げました。現在の利用としては、確かに野球、ソフトボール、それからグラウンドゴルフといろんな団体で今利用をされているわけでございます。これにつきましては、運動広場の利用申請規定に基づいて申請をしていただいて利用をいただいているところでございます。ただ、そういった地域の方からの御意見ということでいろいろお伺いするところでございますけれども、やはりこれについては具体的にそういった団体がいつ、どのような曜日とか、どのような時間帯に御利用されたいかというのが全く私どももわかりませんので、そういった団体がありましたら、直接、教育委員会なりにおいでいただいて御相談をいただければ、具体的な対応なり調整を図っていいということで御回答を申し上げておりました。そういっ

た団体があれば、そういった旨ぜひ教育委員会、担当窓口であります社会教育課のほうにおいていただいて相談をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

16番牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）

3回目ですから、幾つかまとめてお尋ねしておきたいと思えます。

まず、使用料。この関係が幾ら、ある団体、いろいろあるかと思えますけれども、先ほど申し上げますように、ほとんど一団体の専用と言っても決して過言じゃないような使用の目的に使用されておるといふようなことでそうです。ですから、この使用料ですね、それから、社会教育課のほうへの申し入れといふようなことでお願いをしたいといふことで、今までの申し入れは随分あつてゐる経緯がありますよ。ですから、当然部長がかわられて、そのことに対する前部長からの引き継ぎがどのようになっておるのかわかりませんが、例えば、私なら私が支持者の団体、いろいろありますけれども、そうしたところへの団体に対する使用申請、こうしたことにも使用できるのか、このことも含めてお願いしておきたいと思えます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、可能な範囲で教育部長お願いします。

○教育部長（野田圭一郎君）

使用料は基本的に条例のほうで定められておりますので、ただ、その中には内規として免除団体、減額団体等その団体によって分類をされているところでございます。特に少年団体スポーツについては免除団体といふことでなつておるところでございます。

あと使用の申請については、牛嶋議員さんの御質問がちょっとよくわからなかつた分がありますけれども、例えば、そういった団体じゃなくても、かわりの方とかがお見えになるという……（「そうです」と呼ぶ者あり）そういった代理といふか、申請の方がきちんと日時と、どういった趣旨でといふことがわかれば受け付けは可能かと思えますので、そういったことで対応はしていきたいといふふうに思っておりますけれども。

○議長（壇 康夫君）

16番牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）

三遍までの質問ですからね、これで終わりますけれども、このことについては多くの皆さんがやっぱりいろんな部分での使用規定範囲、こうしたところに疑問を持っておられますので、直接部署のほうへ行っていろいろお尋ね、それから、これからの使用制限等々にお願いをするかと思います。よろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

ほか質疑ございませんか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

今の16番の件で私も逆に言おうかと思いましたが、黙っておろうかと思ったけど、この件については委員会の中で、うちの団体である高田ファイターズという名前を出して言われておるといってございまして、私のほうから、この件について私もどういった経緯でこういうことを言われたのかというのをお聞きしたいと思うんですが、そこら辺は教育委員会、よくこの規定は御存じで、この使用についての取り扱いは御存じで御返答されたのかどうかですね。昔から高田町の体育協会、教育委員会の流れをもって、高田ファイターズという名前が出たんですが、高田ファイターズはソフトボール、野球の余り物をもらっておるところでございまして……

○議長（壇 康夫君）

済みません、ちょっと……（「そげんかつは言うたらんですよ」と呼ぶ者あり）

○10番（瀬口 健君）続

向こうの委員会……

○議長（壇 康夫君）

ちょっと待ってください。（「誰がそげんこと言うたですか」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。

○10番（瀬口 健君）続

委員会の中でそういう名前が出るといってのことですから（「言っていない」と呼ぶ者あり）ですから、教育委員会のほうでどういうふうな返答をされたのか、お聞きしとるんだよ。

○議長（壇 康夫君）

瀬口議員、ちょっとお待ちください。10番。瀬口議員は特別委員会の取りまとめをやった側ですから、ちょっと質問に対しての答弁は控えさせていただきます。申しわけないですけど。いいですか。（発言する者あり）

この文面を取りまとめた、委員会の取りまとめのほうをやられていますよね、委員長として。だから、質疑に対する答弁は控えさせていただきますので、御了承ください。（発言する者あり）まとめた側やから。（発言する者あり）済みません。（発言する者あり）いや、だけん委員長答弁を控えさせていただきますということ。（発言する者あり）

じゃ、ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行います。

まず、認定第1号について討論を行います。

認定第1号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成28年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論を行います。

認定第2号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第2号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論を行います。

認定第3号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第3号 平成28年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論を行います。

認定第4号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、認定第4号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論を行います。

認定第5号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論を行います。

認定第6号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第6号 平成28年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論を行います。

認定第7号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第7号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号について討論を行います。

認定第8号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第8号 平成28年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号について討論を行います。

認定第9号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、認定第9号 平成28年度みやま市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

#### 日程第10 議案第31号

○議長（壇 康夫君）

続きまして、日程第10. 議案第31号 みやま市足湯施設条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第31号 みやま市足湯施設条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は9月13日に富重環境経済部長及び松尾商工観光課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、長田鉱泉を利用した足湯施設の設置に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定するものであります。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第31号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 みやま市足湯施設条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第11 議案第32号

○議長（壇 康夫君）

日程第11. 議案第32号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古賀総務常任委員会副委員長、お願いします。

○総務常任副委員長（古賀義教君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第32号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月14日、北嶋消防長、宮本総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において徳永委員長を除く委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本件は、不特定多数の者が出入りする施設において、消防法令に定める屋内消火栓施設、スプリンクラー施設及び自動火災報知施設等の消防用施設の設置について、重大な違反がある防火対象施設について公表する規定を新たに加えるものです。利用者みずからが建物の情報を取得することで火災被害の軽減を図ることが可能になることや、施設関係者に対する防火安全体制の確立を促し、消防用施設等の設置促進に資することを目的としております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第32号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第32号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第12 議案第33号

○議長（壇 康夫君）

日程第12. 議案第33号 平成28年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

**○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）**

議案第33号 平成28年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月13日に木下上下水道課長及び関係係長の出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成28年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を要するものであります。

利益剰余金114,694,915円のうち、当年度純利益分55,406,722円を減債積立金に、減債積立金を取り崩し償還金に充てた分59,288,193円を資本金組み入れに予定されております。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（壇 康夫君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第33号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、議案第33号 平成28年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分については、委員長報告のとおり原案可決されました。

### 日程第13 議案第34号

#### ○議長（壇 康夫君）

日程第13. 議案第34号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。13番中島一博君。

#### ○13番（中島一博君）

16ページの農業施設費の清水山荘の収支見込み書をちょっといただきましたが、その件について伺います。

事業収入の昭和63年から平成9年、これは10年間の事業収入の合計だと思います。それと、今度の収支見込みは1年分の事業収入ですね、事業外収入は、この1番のだけでいいです。それと、事業外収入の8,000千円の地域おこし協力隊の事業外収入、地方交付税は毎年交付されるのか。それと支出の人件費の給料と下の使用料及び賃借料のアパート、これは地域おこし協力隊の給料なのかどうか、その辺ちょっと伺います。

#### ○議長（壇 康夫君）

富重環境経済部長。

#### ○環境経済部長（富重巧斉君）

中島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊についての特別交付税でございますけれども、これにつきましては、現在の制度上、このような取り扱いになっておりますので、この制度がある以上、特別交付税の中で算入されるというふうに認識をしております。

続きまして、アパートの分と賃金の分、いわゆる歳出のほうの一般管理費の考え方でございますけれども、地域おこし協力隊1名につき4,000千円の限度額といたしますか、その枠がございます。そのうちの2分の1以下が地域おこし協力隊に対する、いわゆる報酬なり賃金の上限というふうに定められております。その2分の1以内で報酬であったり賃金を人件費としてお支払いをするとともに、残りの2分の1の約2,000千円については、例えば、自動車の借り上げであったり、それから、アパートの住居の確保のための支援であったり、そういった形で、その協力隊の活動の支援に資することと、もう一つは、その活動員が活動するに当たって必要な、いわゆる事務的な経費等も含んで支援されると、補填されるというよう

な制度になっておりますので、1人当たり4,000千円、その2分の1が賃金的な支出、残りの2分の1が生活支援であったり、事業の支援のための支出とされております。

それからもう一点、この収入の見込みの考え方なんですけれども、中島議員の御指摘のとおり、昭和63年から平成9年は、当初、清水山荘が営業といいますか、供用開始をした最初の、いわゆる利用が多かったときの10年間を平均しております。それを、今回リニューアルするに当たりまして、それくらいの利用を見込むといいますか、今回の場合は見込むというよりも、そういうふうにご利用を、我々としては利用してもらうような政策、事業展開を図っていかねばならないというふうに考えておりますので、この当初開設されたときぐらいの利用頻度を目標に今回事業を展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そうしたら、昭和63年から平成9年までは10年間の合計の売り上げでいいということですね。（「いや、平均です」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

10年間の平均です、1年間の。

○13番（中島一博君）続

平均がですね。

○議長（壇 康夫君）

1年分ということですね。

○13番（中島一博君）続

1年分28,000千円ということですね。（発言する者あり）20,800千円か。

そうすると、結局今年度は9,850千円ですかね、収支見込みが9,850千円ですね、事業収入ということですね。

これを収支見込みでこの利用客とか、瀬高時代のときは書いていない、この見込みをしたら大体年間310日営業したとして、宿泊になったら1日平均が6.4人になるわけです。それと、休憩が、これも6.4人、それと宿泊の客数ですね、これも大人が1日4.8人、子供が1日1.3人なんです。11年前に多分やんでいると思いますが、これを一回やんだのを立ち上げるなら

相当な体力が要ると思います。それで、最終的な経費は今まで年間2,000千円だったと思いますが、この一番下の歳出の合計、約20,000千円になっているわけなんです、約10倍に。相当な営業努力をしなかったら、もうここの収支見込みの収入が減ったなら、ここは今のところ、もう今までやんでいた状態に、2,000千円の年間の経費には計算どおりにはなっておりますが、相当これは営業努力をしなかったら、何年——来年度から私どもも楽しみにしております、来年度からの決算がどういうふうになるかわからないですけど、それは十分考えて営業努力をしていただきたいと思います。

以上です。何かあったらお願いします。

○議長（壇 康夫君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧斉君）

確かにこの数字につきましては、希望的観測も含めて、先ほど言いましたように新たな事業を展開して、利用客をふやしていくんだということをお話しさせていただいたところなんですけれども、今までは、いわゆる清水山荘に対する考え方として、宿泊施設というような位置づけで皆さん御理解をいただいているものと思いますが、今回の部分につきましては、皆さん方にお配りしております資料に書いておりますとおり、やはり地域の農業者の支援を図る施設の一つなんだということを原点に立ち返りまして、新たな事業を展開していく、そういった中で利用客をふやしていくという方策を考えております。これにつきましては、新年度、平成30年度になりますけれども、内部で十分協議をしまして、その事業を展開するに当たり、新たな事業費の予算もお願いをするかと思っております。そういった形で今までとは違い、積極的にここの施設を有効的に活用していこうという考え方で、この改修を行うものでございますので、どうぞ御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（壇 康夫君）

13番よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。1番奥菌由美子君。

○1番（奥菌由美子君）

中島議員と同じく16ページの農業施設費の清水山荘で、収支見込み表で同じくちょっとお尋ねいたします。

昭和63年から平成9年までの平均の収入の中で、町の補助金等ということで5,178,992円

計上されている分がございますが、これは瀬高町時代の部分だと思うんですが、ちょっとここが私もよくわからない部分でありますので、内容をもう少し詳しく教えていただきたいのと、あと、こういった補助を使っても、さらに平均として毎年その1,374,695円の赤字がずっと出ていたということなのか、ちょっとこちらを教えてくださいましてよろしいでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧斉君）

ここに書いております町補助金等5,170千円云々という数字でございますけれども、これも平均でございます、基本的に毎年大体5,000千円程度、多いときは6,000千円とか、そういう補助金をこの運営団体でありますやばだいのほうに支出して運営を図っていたということでございます。その際に、その補助金を入れた中でも平均1,370千円程度の赤字が発生していたというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

今回の試算におきましては、約2,000千円の赤字を見込んでおりますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、農業の振興と、それから昨年認定されましたオルレのコースの途中にもございますので、こういった形の中で来外者も相当数ふえております。そういった中で、市の情報発信をするようなことも可能かというふうに思っておりますので、そういったことを踏まえながら改修を図っていききたいというふうに思っております。

○議長（壇 康夫君）

1 番奥藺由美子君。

○1 番（奥藺由美子君）

ありがとうございます。やばだいに毎年5,000千円か6,000千円補助した上で赤字は計上されていたということでございまして、今回、収支見込みにつきましても、毎年1,986,196円、2,000千円弱の現状での見込みがされているということでございますので、正直、民間会社でしたら赤字がわかっているのに事業を開始するというのは、通常でしたら考えられない事業かと思いますが、富重環境経済部長おっしゃるとおり、いろいろな振興策も含めて計画をしているということではございますが、やはりあくまでも収入に関しまして努力しても、どれだけ来るかというのは正直わからないところではございますが、やはりみやま市にたくさん人を呼び込める内容であるから、この赤字でも何とかほかの波及効果も含めて2,000千円弱の赤字、その他もろもろ新規事業として来年度予算にもいろいろ計上される予定があると

ということではございますが、やはり市民の方にこれだけ赤字を出しても、それだけの効果があるんだということをしっかり訴えられるような市民の皆さんにはやっぱり納得していただけるような内容にぜひしていただきたいと思います。やはり通常でしたら、何度も申しますが、赤字を計上する見込みである事業を、最初からもう赤字なのに事業を起こすというのは通常でしたら考えられないことですので、市民に対するそのあたりの説明がしっかりできるような事業にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧斉君）

確かにおっしゃるとおり、当初から赤字をするような形での事業展開はいかがかというふうに思われるのは当然かと思えます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、オルレのコースに認定され、多くの外来者がおいでいただくようになった。また、清水山荘の活用について、昨年の決算審査特別委員会の御指摘にもあったように、早急に結論を出せと、行政として結論を出せということにつきまして、庁内で関係各課寄りまして議論したところでございます。事前にお配りさせていただいた資料の中にも書いておりますとおり、これまでは宿泊施設というイメージが強かったかと思えますけれども、あくまでもここは農業の振興であったり、先ほどから申し上げておりますオルレによる市外者に対する情報発信の施設であったり、あるいは農業の施設であることを最大限生かしながら新たな事業を展開していく、そういったことで市民の御理解をいただきたいというふうに思っております。当然、施設の運営につきましては、管理費が必要になってきますので、できるだけ宿泊であったり会議であったり、そういったことで利用を多くしていただければ、御理解がいただけるのかなというふうに思いますので、できるだけこの赤字幅が縮小するような方向で積極的に事業展開をしてまいりたいと思えますし、その事業内容につきましては、またいろんな広報であったり、ホームページであったり、そういった中で市民の皆様方にお知らせをするような手段をとっていききたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

1 番奥菌由美子君。

○1 番（奥菌由美子君）

わかりました。なるべく赤字幅が縮小するように努力していくとともに、市民の皆様にも

この事業の目的を理解していただけるようにしっかりと努めていくということで富重環境経済部長からもお話いただきましたので、このあたり市民の皆様によりしっかりと納得していただけるような形で周知徹底をしていただきながら事業展開をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（壇 康夫君）**

答弁いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

ほか質疑ございませんか。4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

同じ箇所です。今、環境経済部長の話聞きよったら農業関連ということで、そこをメインに言われましたけど、自分が思うにオルレに来られる方はやっぱり宿泊があったらいいなというような気持ちは物すごく、私、現実には聞いているんですよ、福岡あたりから来られた方、また、団体の方がですね。向こうはサークルなんかもあるんですよ。それで、確かに費目としては農業のところまで上がっておりますけど、運用の中には弾力性を持ってすると、あそこの事業地はかなり掘り起こしができると思うので、そこら辺は余り——偏ったという考え方じゃないとは思いますが、柔軟な対応、柔軟な宿泊施設、それによって益が出るぐらいの気持ちでやって多分いいと思うんですよ。そこら辺が今のお二方の先生の質問の中でちょっと感じられなかったけど、再度お願いします。

**○議長（壇 康夫君）**

富重環境経済部長。

**○環境経済部長（富重巧斉君）**

先ほど申しあげましたように、設置の目的の条例が農業の関係ということで、条例を定めておりますもので、そういうふうな話をしておりますが、先ほどから申しあげておりますとおり、オルレにつきましては、ことしの2月認定されてから3回ほど行っております。毎回大体400人から600人ぐらいの方が参加していただいておりますが、その分はこの収支見込みの中に宿泊者としてはカウントしていません。といいますのは、結構来ていただくんですけども、それを過大に見積もっておくと、ちょっと厳しい面がありますので、まだ参加者の意見は確かにおっしゃるとおり聞いております。そういったところにも、今後、案内を出すに当たっては宿泊施設ができましたというような形での御案内を当然させていただきます。また、皆さん御存じのとおり、ソフトボール大会であったり、それから剣道大会であったり、

みやま市が行っているスポーツイベントがございます。そういった中でも宿泊を伴って九州各県からおいでいただいている団体さんについても、今後そういった御案内も一緒に上げながら、利用の促進、あるいは宿泊者の確保を考えております。

ただ、ソフトボール大会、剣道大会については、ある程度もう歴史もありますし、見込みも立ちますので、カウントしておりますけれども、先ほど言いましたオルレについては、ことし始まったばかりで、どれくらいぐらいの人数が見込めるのかというのは、ちょっとまだ手探りの状態でしたので、この収支の中には入れておりません。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、当然、観光の促進であったり、みやま市のPRであったりをするために、そういった利用者がもしいらっしゃれば、あるいはそういったところを発掘しながら利用客をふやしていきたいという考えでこの計画はしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

十分わかりました。聞いてよかったなと思って、オルレ関係の利用料、そういうもの等がこの収支の中にはまだ見通しがちょっとつかないということで入っていないと。この需要は、富重環境経済部長が管轄する農林水産課と商工観光課、これがタイアップして、いかにうまく回すかによって、これは非常に夢があると思います。今まで赤字、赤字で、なかなかこの施設が来なかった、ちょっと要因が違ってきております。これをしながら、今、市のほうで積極的に進めてあるホテルができれば、なおそういうインバウンドとかに対してのパイもできますから、一生懸命——一応確認しておきます。オルレの人たちも農業振興とか、それに関係ない事業があってなければ、積極的に宿泊等ができるということを最後に聞いて、あとは頑張ってください。

○議長（壇 康夫君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

何度も申し上げますとおり、どなたでも利用していただけるような、宿泊をしていただけるような利用を考えて整備をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

いいですか。

ほか。5番古賀義教君。

**○5番（古賀義教君）**

何人かの議員さんからの質問で、内容は少しわかってきましたけれども、過去の……

**○議長（壇 康夫君）**

済みません、同じところですか。

**○5番（古賀義教君）続**

同じところですよ、済みません。

過去の瀬高町の経営の中で、15年、20年近くも瀬高町から毎年5,000千円を入れてこられて、4年に1回ぐらいは10,000千円近いお金をさらに補填してあったというふうに先輩たちから聞いたんです、私ですね。私も農業のほうには16年おりましたので、あそこで何度か飲むこともさせていただきました。

そういう中で、優秀な先輩たち、または優秀な議員さんたちが一生懸命やってくられたわけですよ、十何年も。そういう中で、なかなか難しかった。そこでまた新しくリニューアルしてやりたいということなんですが、非常に結論から申しますと、私としては無理がある。宿泊農業体験ということを主眼にされておりますけれども、宿泊費が組んであるわけですよ、地域の方があそこに宿泊されてまで農業体験をされるかどうかということが私の頭の中から離れません。

そういう中で、やはりあその施設の前には「[発言取消]」が持っている施設があります。あそこも「[発言取消]」含めて3件の方が経営いろいろされたけれども、お客さんが来ないと。それから、一昨年から昨年にかけて観光協会が月50千円出して借りて、ちょっと営業されたんですけれども……

**○議長（壇 康夫君）**

済みません、古賀議員、固有名詞は出さないように。

**○5番（古賀義教君）続**

ああ、そうですか、済みません。

もう引き揚げましたですね、観光協会も。人件費分上がらなかったと。コイの料理もなくなりました。どうしても人がなかなか来てくれないんですね。そういう中で、これを新しくされるということですが、月125人の宿泊客を見込んであります。これ自体に対して

も私は可能かどうか、最初からちょっと無理かなということを思っております。それから、特別地方交付税1人4,000千円来るということですのでけれども、これは形としてはあられませんが、多分。特別交付税は一括でぼんと入るわけですから、その確認はできないですね。この数字をどうのこうの言うわけではございませんけれども、やはり人を呼ぶためには光るもの、よそにないもの、ここでしか体験できないことがないと、なかなかお客さんがついてくれない、続かないですね、息が。

バスも清水寺といいましても、上まではバスが来ないから、ポタン園は30分でさっと引き揚げられる状態ですね、そういう環境性も整っておりません。

そういう中で、補正でやってありますけれども、私としては、バス会社とか、あそこの清水寺の住職とかJAと一緒に実行委員会をつくられて、まず検討されたらどうかと思うんですよ。当初、これを国から補助金をもらわれたときに、多分、構想図とか基本計画図があると思います。それをまず、古きをどういう形で申請されたのか、それはそのとおり実行されたのか、そこら辺から始められて、よく検討されてからでないと、この事業が、赤字でもみやま市が発展すれば、活性化すればいいんですけれども、赤字は出した、活性化はしないじゃちょっとですね、私としては納得がいかない。

**○議長（壇 康夫君）**

ちょっとここで5番議員いいですか。質疑を行ってください。

**○5番（古賀義教君）続**

ああ、そうですね。

で、そこら辺年間1,500人、月125人のお客をどういうふうにPRして情報発信されて呼び込まれるつもりなのか。地域の方が泊まられるとは思いませんので、そこら辺の計画を詳しくお聞かせ願えればと思います。

**○議長（壇 康夫君）**

富重環境経済部長。

**○環境経済部長（富重巧齊君）**

十分検討してという部分でございますが、これは先ほどちょっとお答えしましたとおり、昨年の決算委員会の中で、この施設の取り扱いについて早く行政として結論を出しなさいという御指摘のもと、庁内で議論を行ってまいりました。しかしながら、本来ならば昨年度中にその結論を出して、今年度の当初を迎えるに当たって結論を出さなければならなかったん

ですけど、なかなかやはり今御指摘のような、いわゆる今後の経費の問題、運営の問題を含めて庁内でもいろんな意見がありまして、なかなか結論を得ることができませんでした。そういった経過を踏まえまして、お手元にお配りをしておりますような形で、あの施設を有効活用して、新たな情報発信といいますか、新たな農業関係の施設の拠点にしようと、原点に立ち返ろうということで、今回、事業を展開することを庁内で決定した経過でございます。

これにつきましては1,500人というふうな形で宿泊客の見込みを立てております。こういった形で試算をしているのかという御質問だろうと思います。これにつきましては、先ほど言いましたように、オルレの部分をほとんど含んでおりませんが、スポーツ大会の前後の宿泊であったり、それから、ロードレースであったり、それから、今度あそこを積極的に事業展開するに当たって、いわゆる都会の方たちの農業研修者を受け入れて、1週間であったり、そういった、何といいますか、ある一定期間を設けた研修制度を設けようというふうに考えております。そういった部分での宿泊人数というふうにお考えをいただきたいと思ひますし、あくまでこれは目標で、これに向かって頑張るんだという気持ちでやっていきたいというふうに思ひますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思ひます。

○議長（壇 康夫君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

私としては、船小屋の宿が2軒ありますが、あその稼働率が15%、また、長田にも新しいホテルを計画されております。どちらに泊まるかということであれば、農業体験の方は清水山に泊まっていたかたもたもしれませんが、多くの方はそちらのほうに行かれるんじゃないかと思ひております。さっき申しましたように、私としてはまず実行委員会を立ち上げて、本当に大丈夫なのかということを検討されてからがいいと思ひます。新しく新年度予算で検討されて、その中で赤字が、最初から赤字ということはちょっと考えられませんが、そこら辺を取り除いた新しい計画を出していただければと思ひております。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

御指摘の件については十分理解をしておりますけれども、当施設はただいま所管のほうか

ら申し上げましたように、農団体の研修施設として建設されたところでございます。こうした中、償却期間があと15年残っているわけですね。毎年2,000千円、経費を使っているところでございます。今回、こうした中でございますけれども、ただいま御指摘があったように、何とか活用したいということで内部で協議をしたところでございます。当施設は御承知のとおり、自然に囲まれた風光明媚な環境の中に立地しているところでございまして、老朽化が進んでおるから利用者がいない、もったいないと。リフォームしたら我々が使いますよということで、そういう意見もたくさんいただいているところでございます。

また、今回、過疎対策事業債を適用できるということもございましたものですから、ぜひこれは活用するのがいいんじゃないかということで、今回、総合的かつ政策的に判断をしたところでございます。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから、リニューアル後の活用につきましてでございますけれども、ただいまお話がありましたように、農業者の研修施設、実習施設としての活用は当然でございますけれども、みやま清水山の九州オルレの散策者の休憩施設として、また、清水寺登山者の休憩施設、それから、ボタン園や紅葉の季節にもみじウォーク等も開催されているところでございます。ぜひこういう皆さん方の、来園者の休憩場所として、また、あるいは宿泊場所として活用したいと思っているところでございます。

長田のほうにできるホテルでございますけれども、あそこはビジネスホテルじゃなくてシティホテルでございまして、1泊五、六千円で泊まれるような施設じゃないんですよ。ああいうところに泊まれるというのは、まずあり得ないんじゃないかなと思ってるんですよ。安く、やはり赤字にならない程度の宿泊料金で泊まっていただくような、そういう政策が必要かと思っております。

それから、ただいま申し上げましたんですが、みやま市で開催しております三大スポーツイベントがございまして。九州各県からお見えになりますけれども、ほとんどみやま市には宿泊施設がないから、お泊まりじゃないんですよ、近隣市町さん、だから、経済効果という面からすると何もありませんよ。

それと、私がもう一つ強調をしたいのは、やはり災害というのはいつ何どきやってくるかわからないわけですね。そうした中、避難場所としても高台にあるわけですね。だから、必要だと思いますし、熊本で地震がございましたあとき、実はボランティアの方が、みやま市に宿泊施設はないですかと。熊本市内、それから近郊についてはほとんど宿泊施設がない

から、みやま市であれば何とか通えるということで問い合わせがあったんですが、みやま市には残念ながらいいわけですね。だから、そういう面ではやはりきちんとした、いつ何どき災害が来るかわからないので、こういう施設を担保しておくことも重要なことだと思っております。そういうことを踏まえて、ぜひ再利用について我々としてはやっていきたいということで政策的に考えましたので、何とか御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（壇 康夫君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）

先日から消防署の耐震強化を検査してありますけれども、それがどうなっておるかということと……（発言する者あり）清水山のですよ。

○議長（壇 康夫君）

今、消防署で言うたでしょう。

○5番（古賀義教君）続

消防署を今回されてあるけれども、清水山はされたのかどうか。

○議長（壇 康夫君）

山荘の耐震がということですか。

○5番（古賀義教君）続

それから、副市長の耳には、リニューアルしたら我々がいっぱい使いますよという声が聞こえたとおっしゃいますけれども、私の耳には、1億円あそこにかかるなら、普及所近くに1億円の建物を建てて、そこで農業体験をやったらどうか、上まで行くかというような声も、若い瀬高の人たちから聞いております。そこら辺含めて十分検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

1億円とおっしゃいましたけれども、ただいま申し上げましたように、過疎債を適用させていただくということでございますので、自己資金が3割負担なんです。三、八、二十四、

30,000千円ぐらいですね、今も。じゃ、15年間2,000千円程度ずっと使っていくということを入れたら30,000千円になるわけですよ。それやったら耐震強度も満たっているんだから、有効活用するのが当然だということで我々は考えたわけでございます。1億円新たに自己資金で建設するわけじゃないんですよ、そこら辺はぜひ御理解いただきたいと思います。

**○議長（壇 康夫君）**

ちょっと済みません、12番議員、手が挙がりましてけど、ここで一旦休憩を入れたいと思います。もう12番で終わればいいんですけど、まだかかりそうなので、次は55分からお願いしたいと思います。10時55分から。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

**○議長（壇 康夫君）**

休憩を閉じて、引き続き会議をやってまいります。

それでは、質疑に入ります。12番中尾眞智子君。

**○12番（中尾眞智子君）**

皆さんの質疑と同じ、16ページの清水山荘の件につきまして、今回、清水山荘をリニューアルして、また新しく宿泊施設として使うということにつきましては、非常にみやま市の活性化につながってよかったなど。私たちも指摘しておりましたことだし、ちゃんとやったださるんだなと思っております。船小屋にも宿泊施設ができますし、ゼロに近かったみやま市に宿泊施設ができて、これからはいっぱい人を呼び込まなければいけないなと心新たにしておるところでございます。担当のところも、やはり瀬高の二の舞は踏まないぞという思いはしっかり持っていることと思いますが、そこはもう先ほど何人もの議員さんから質疑が出て聞いておりますので、しっかりした決意を持ってされていると思います。

ちょっと話が変わった形になりますけれども、私は7月31日まで産業建設委員会にいました。そのときにも、産業建設委員会の中でも、この清水山荘の有効活用についてはかなり述べておりましたけれども、7月31日までに何もこの活用の話は聞いておりませんでした。非常に残念だったなと今になってみると思っております。しかし、8月1日からまた総務のほうで頑張っておりますが、その中で、やはり所管の委員会がありますので、所管の委員会がどこまで進んでいるか知らなかったとか、そういうことがないように、ぜひこれからはやっていってもらいたいと。それから、大変でしょうけれども、活性化のために所管の委員

会ともよく話し合いながら、焦らず、急がず、じっくりと足をつけて頑張っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

ただいま中尾議員の御指摘のとおり、事前にお話をしていなかったことにつきましては素直に反省をいたしております。今後十分気をつけたいと思っております。

それから、清水山荘の活性化につきましては、これから内部で十分協議いたしまして検討していくことになるかと思っておりますけれども、例えば、みやま市のスポーツ3大イベントの案内状とともに、清水山荘の宿泊のパンフレットを同封したり、そういうふうな形でやっていきたいと思っておりますし、また、JAの部会の皆さん方にも、こういうふうな形でリニューアルをしたので、十分活用していただきたいというようなことでPRをしたり、いろんな手法を使って活性化に努めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

いいですか。12番中尾眞智子君。

○12番（中尾眞智子君）

所管とのやりとりをしながらいくということについて、もう一回、担当課から聞きたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

委員会のほうに十分な事前の説明が欠けていたことについては、私のほうからもおわびをさせていただきます。

今後につきましては、先日配信させていただきました資料の中にもありますとおり、観光型農業体験の事業や、あるいは宿泊型農業体験の研修事業、そういったものを担当部局のほうでしっかりとプランを練って多くの方に利用していただくような事業を展開していくと。そのためにも、それを担っていただくような形の地域おこし協力隊の配置であったり、募集であったりということを考えております。これまでは正直申し上げまして、施設が古くて余

り活用に対するPRが不足していたというのは、担当部として大変申しわけないというふうに思っておりますが、この事業を展開することによって、新たにスタートさせて、多くの方にこの施設を使っていただけるようなPR活動も積極的に進めていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

ほか質疑……、8番上津原博君。

○8番（上津原 博君）

16ページの農業施設費の同じ項目の清水山荘改修事業費についてでありますけれども、今回新しく説明資料が配付されました。私の個人的な思いとすれば、本会議でもこの資料がなかった。それと、この資料については産業建設委員会で請求されて出されたということで、この議案第34号の審議に入った時点で所管のほうから若干の説明が欲しかったなというふうな思いがあります。

それと、この資料でいけば、先ほど副市長のほうから減価償却が残り15年ということで、確認でありますけれども、法律上、これの民間への払い下げ等含めて、そこら辺は検討されたのかどうなのかというのを1点お伺いしたいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

先ほど副市長のほうからもございましたように、まだ減価償却まで残り15年ということでございます。この施設は新農業構造改善事業を活用した補助事業でございますので、まだ償却が終わっていない段階での民間への売却であったりとか、そういったものはできないというふうに理解をしております。

それからあと——（「前もって配らんやったこと」と呼ぶ者あり）失礼しました。前もってこの資料を提出できなかったことは、素直におわび申し上げます。

以上です。（「法律、規制なんかはあつとかね」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

どうぞ、富重環境経済部長。（発言する者あり）

○環境経済部長（富重巧齊君） 続

国の補助金の適正化法に基づいて、処分ができないというふうに理解をしております。

○議長（壇 康夫君）

8番上津原博君。

○8番（上津原 博君）

できないということで、確認ができたんじゃないかというふうに思います。

それとあと、最後のページに載っておりました収支見込み表で、先ほど来、何人かの議員さんが質問されましたけれども、最終的に、毎年この計画でいけば、2,000千円までいきませんけれども、程度の赤字があるということが記載されております。しかし、その上の収入の分で、特別交付税、地域おこし隊の分の8,000千円も計上されておりますけれども、8,000千円がこの計画でいけば大体何年程度続くのか。それと、仮に交付税がなくなった場合、これがぼんと上乘せになるというような状況で、収支でいけば、この分も市のほうから一般財源を投入せざるを得ないということでは、これがプラス8,000千円ということで、約10,000千円になるという状況であります。そういったところをもうちょっと詳しくお聞かせ願いたい。多分これは先ほど一番初め、中島議員のほうからも質問があったというふうに思いますけれども、そこの答弁がなかったんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（壇 康夫君）

富重環境経済部長。

○環境経済部長（富重巧齊君）

まず、地域おこし協力隊の事業につきましては、基本的に3年間の事業になっております。ただ、この制度がいつまで続くのかというは正直に申し上げてわかりません。ただ、これは法律上決まっておりますので、当分の間続くというふうに我々は認識をしているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

8番上津原博君。

○8番（上津原 博君）

この分については、まだまだ状況的にわからないということでもあります。先ほど奥菌議員のほうからも申された中身に若干かぶるかなというふうに思いますけれども、やはり行政が取り組む分については、赤字でもぜひとも取り組む課題というも数多くあるというふうに思

います。ここを議会の皆さん、あるいは市民の皆さんが理解できるような説明をやっぱりきちっとやって、これを通してみやま市の活性化につなげるというのをやっぱりつくっていかなければならないというふうに思います。この決算についてもやはり首長の決断が必要だったのかなというふうに思いますので、最後に、3回目の質問になるというふうに思いますけれども、市長のほうからこの分について意気込みをお聞かせ願いたいというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

事業というのはやってみないとわからないわけですね。だから、おっしゃるようにもっと黒字が出るかもしれません。心配しなくて、私たちに任せとってください。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

34号の資料4ページの2款1項14目、総合市民センター建設費の用地購入費のところですが、資料を見ますと3,331平米、50,000千円ということになっております。3,331平米、坪数に直すと約1,000坪になりますが、単純に坪50千円というような数字になるかと思えます。坪単価50千円というこの積算根拠はどのようにして、これだけの予算を計上しなければいけないのか、まずその積算根拠を示してもらいたいのと、今回、農協の裏ですから結構町なかというようなことでの積算根拠のあり方と、例えば、田園地帯のほうの農地を購入するときの積算根拠に違いがあるのかどうか。町なかだからこういう積算根拠で50,000千円です、田園地帯だとかこういう積算根拠で幾らですと、根拠が違うのか、根拠がまるっきり一緒でこんな数字になっているのか、そこをまず教えてもらいたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御指摘の件は、6月議会で不動産鑑定の実委託料を予算可決いただきまして、それに基づいて不動産鑑定を行った結果でございます。

その不動産鑑定のやり方でございますけれども、当該用地は農振農用地じゃない除外地でございます。まず、宅地並みで評価、鑑定をいたして、それから造成費相当を控除すると。宅地並みで評価して、まだ今田んぼでございますので、田んぼから宅地にするための造成費の相当額を控除して平米当たりの単価を出すというようなやり方で鑑定を出されておるようでございます。ですから、宅地で評価いたしますと、その資料によりますと坪当たり8万数千円になっております。これは、売買実勢価格をもとに算定されたようでございますけれども、それから造成経費を除いた金額が、お示ししている平均で約50千円という、坪50千円という結果になっております。

なお、農振農用地の場合の評価はどうかということでございますけれども、それは宅地並みにできないことになるかもしれません。これは私、鑑定の専門じゃございませんけれども、農振農用地の土地であるということが条件で評価することになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（壇 康夫君）

9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

今の課長の説明によると、造成費を省いたら不動産鑑定で坪50千円と。じゃ、交渉は最初から50千円からやるのかどうか——いやいや、まだ2問目、それだけで終わると、もう3回しか言えないからですね。

まず、今言うように50千円からスタートするのか。何を言いたいかというのと、今、町なかでといますか、田んぼを購入すると、1反当たり1,000千円もせんよねというのが世間で言われていますよね。田んぼを田んぼで買うとき。これは確かに1,000千円というのと、坪に直すと坪単価が三千数百円。田んぼとしてしか活用できないから。じゃ、不動産屋さんとか建設業者の皆さんが宅地造成して売ろうと思って田んぼを買うとき、このときは大体坪15千円とか、高くても20千円じゃないと、それにプラスの造成費、要は宅地にして売るときにかなり高くなるので、せいぜい20千円までぐらいじゃないと田んぼは買えないよねというような社会じゃないかなというふうに聞いております。そうすると、最初から50千円でスタートするのかというのがさっきのお尋ねなんですけど、市民の感覚からすると余りにも高過ぎて理解を得られないんじゃないかなと思います。

それと、将来的なんでしょうけど、みやま柳川インターの周辺に、今調査していますけど、

ここの用地を買って造成して企業誘致の土地として売ると。それにまた、同じような50千円でスタートすると、購入しようという面積は大体5ヘクタールですか、そうすると土地だけ750,000千円かかります。それにまた、造成をします。そうするとまた、坪単価三、四万円かかります。企業が将来的に来るかどうかわからないような数字になるんじゃないかなと僕は思います。

ですから、50千円でスタートするのかどうかと、将来的に企業団地をつくって売りたいというところまでいこうという計画があるなら、ぜひ将来的に売れるように、西原市長さんは商売人で、結構そういう、もうかるもうからんが感覚的に鋭いところがあると思いますので、そこを踏まえて今回の用地購入を行っていただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

**○議長（壇 康夫君）**

坂田企画財政課長。

**○企画財政課長（坂田良二君）**

まず、50千円から交渉するのかわかるといってお話でございますけれども、これが上限額だというふうに私ども考えていますので、予算の範囲で、これが上限ということで交渉を進めてまいりたいと思っております。

それから、通常の田んぼの売買実例のお話ございましたけれども、御存じのとおり、今回予定しております土地は除外地ですね、農振農用地じゃない、いつでも転用ができる農地でございまして、農地といっても宅地並み評価がよろしかろうということとなっております。宅地並みに評価して造成費を除くような鑑定の仕方になっております。だから、通常の田んぼの売買は、恐らく農振農用地の田んぼとしてしか使わない土地が前提の売買のお話だろうと思いますので、その辺は大きく違いがあるものと思います。

それから、企業団地を増設するに当たっての土地の価格については、所管のほうから御回答申し上げます。

**○議長（壇 康夫君）**

富重環境経済部長。

**○環境経済部長（富重巧齊君）**

インター付近に計画をしております部分についての土地の価格なんですけれども、おっしゃるとおりでございまして、ここの地価が、取得価格が高ければ、当然それに造成をやっ

て企業に販売する際、相当な価格になりますので、企業は来ないというふうに私どもも思っております。

ここにつきましては、不動産鑑定という考え方も1つあるんですけども、バイパスであつたり、インターチェンジであつたり、あの辺で事前に実績があります。その辺の価格を参考にしないと逆にまずいのかなというふうにも思っておりますので、今計画を立てておりますので、造成後、例えば平米当たり、あるいは坪単価がどれくらいになるのか、その辺も含めて今後交渉をしてきたいというふうに考えております。（「あと、市長からこのことについての考え方を」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

市長から考え方をということですので。西原市長。

○市長（西原 親君）

公民館の土地は、一応上限が50千円ということでございますが、私は30千円ぐらいから始めてみたいと思っております。いいですか。

それから、インターのほうはもっと安く始めてみたいと思っております。まだインターのほうは決まっていませんから、あれは田んぼですから、もっと安くできるんじゃないかと思っておりますので、できるだけ価格を抑えて交渉してみたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

9 番荒巻隆伸君。

○9 番（荒巻隆伸君）

3 回目の質問じゃないんですけど、今、西原市長さんから30千円からスタートしたいと。30千円よりももうちょっと安いところからスタートをしていただきたいなと思っておりますけれども、マックス50千円というような課長のお話ですけど、できるだけ安くて、市民の皆さんも我々も納得するような価格でぜひ購入をしていただきたい。そして、企業団地もですね、こっちと全然比較対照じゃないんですけど、市民の皆さんに理解を得るような展開をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

それでは、ほか質問がございましたら。6 番前原武美君。

○6番（前原武美君）

先ほどの荒巻議員の質疑ですが、先ほど市長が50千円を30千円幾らとおっしゃったですね。ただ、市は専門に鑑定をとったわけですね。それで、近隣の評価を考慮した上で決めたということだろうと思うんですよ。先日、日本全体の工事価格が出ましたよね。今、若干上がっているということですが、今おっしゃったようなこと、不動産鑑定で50千円という部分を30千円幾らで買うということになれば、このみやま市の地域の活性化、逆に安いとおいでになるという考え方もありますが、今そこで生活されて不動産鑑定を受けて評価額を決められて固定資産税を納めてありますよね。いろんな部分の関連があると思うんですよ。ですから、今おっしゃった不動産鑑定は必要なかったと思うんですよね。不動産鑑定は公平な価格で購入するために、そういった鑑定士に依頼して評価額を決めるということだろうと思うんですよ。ですから、不動産鑑定の意味をちょっと説明していただけないか。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

ただいま市長が30千円という価格を提示されたんですが、30千円からスタートします。それは思いだと思っているんですよ。相手がといいますか、地権者の方も今の自分の土地が幾らなのか、これは事前に調べられるはずだと思います。そこと我々の考え方の整合性をとった形で、それからのスタートになるのではなからうかなんかと思っておるところでございます。

ただ、大切な市税を使うわけでございますので、できるだけ安く購入するという事は、我々執行部としても努力をしていかなければならないと、そのように思っているところでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

不動産鑑定の意義という御質問でございますけれども、不動産鑑定は不動産鑑定士という資格を持った方が土地の適正価格を算定する際の参考資料として算出されるものだと思います。国家資格を持った不動産鑑定士さんの算定の結果でございますので、それはある程度、今回の買収にも参考にせざるを得ないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番前原武美君。

○6 番（前原武美君）

買うときは、それは確かに今後の、さっき言いましたインター関係もありまして、それがいいと思うんですよ。しかし、その部分じゃなくして地域の価格の低落を招くとか、そういったいろんな影響が出てくると思うんですよね。そういう点を全体的に鑑定されて評価されたのが鑑定士なんですよね。それじゃなければ、もう鑑定する必要もないし、今おっしゃった、こちらが買う希望額で交渉すればいいわけですね。やはりそういうのじゃないと思うんですよ。こういった公共事業の中で公平性を持った価格で購入するというのが基本と思いますので、それは行政側が評価しい切らんから鑑定士に依頼するというのが本来の、今おっしゃった税金を使うということですよ。公平な評価をするために鑑定士に依頼するわけですから、そこら辺を十分、政策上の問題で市長が先ほどおっしゃった30千円幾らでということならいいと思います。しかし、もう鑑定をされたわけですよ。鑑定をするという意味の重要性を十分考えていただいて提示されるのは私は問いませんが、そこら辺は十分、行政がやる内容については御理解していただいて進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。じゃ、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第34号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第34号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第35号

○議長（壇 康夫君）

日程第14. 議案第35号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第35号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第35号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第36号

○議長（壇 康夫君）

日程第15. 議案第36号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第36号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第36号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第37号

○議長（壇 康夫君）

日程第16. 議案第37号 財産の取得についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長お願いします。

○市長（西原 親君）

議案第37号 財産の取得について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市バイオマスセンターで製造された有機質の液体肥料を散布農地へ運搬する車両6台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

購入に際しましては、指名競争入札を行ったところでございます。

その結果、液肥運搬車6台の取得価格は69,530,400円、契約の相手は大和車輛工業、代表者、西牟田覚さんでございます。

なお、液肥運搬車購入にかかわる財源としまして、過疎対策事業債を活用する予定でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第37号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第37号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第38号

### ○議長（壇 康夫君）

日程第17. 議案第38号 財産の取得についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長お願いします。

### ○市長（西原 親君）

議案第38号 財産の取得について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第37号と同じく液肥運搬車両の購入に関し、議会の議決をお願いするものでございます。

購入いたします3台は、ホース散布用のエンジンを搭載した仕様となっております。

購入に際しましては、指名競争入札を行ったところでございます。

その結果、液肥運搬車3台の取得価格は40,500千円、契約の相手は河野自動車整備工場、代表者、河野孝一氏でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

### ○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番上津原博君。

### ○8番（上津原 博君）

簡単なことです。車両の大きさを教えていただきたいと思います。

### ○議長（壇 康夫君）

松尾環境衛生課長。

### ○環境衛生課長（松尾和久君）

車両の大きさにつきましては、小型4トンクラスの車両となっております、全長5,600ミリ、全幅2,150ミリ、全高2,400ミリ、ホイールベース2,800ミリとなっております。

以上です。

### ○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第38号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第38号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 発議第3号

○議長（壇 康夫君）

日程第18. 発議第3号 道路財特法による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書についてを議題とします。

事務局長より朗読いたします。本荘議会事務局長。

○議会事務局長（本荘安政君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ここで提出議員の説明を求めます。5番古賀義教君、前に出てください。

○5番（古賀義教君）（登壇）

では、発議第3号の提案理由を説明いたします。

発議第3号 道路財特法による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は地方自治法の規定の基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

本件の内容につきましては、ただいま事務局長から朗読により説明いただいたとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

この意見書を出すことについては、何も反対するものではありませんけれども、以前いただいた資料の中で、この道路財特法の規定による補助率のかさ上げの措置が平成29年度末で期限を迎えるためということが書かれておりますし、既に市のほうはもう要望書を提出されてあるということですが、総務委員会の中で議論をしていただいておりますが、このことが本市にとっては死活問題というふうに先ほどの意見書の中に書いてありますが、この死活問題って具体的に幾らぐらいのものがなくなるのか、そういったことが多分、総務委員会の中で議論されたんじゃないかと思うんですが、その点をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

5番古賀義教君。

○5番（古賀義教君）（登壇）

昨年のみやま市の道路関係補助事業につきましては193,156千円の事業をやっております。かさ上げによる10分の6の補助金の額が115,894千円であります。これが、かさ上げがなくなるとかさ上げなしの2分の1の補助の額は96,578千円でございます。これを差し引きますと19,316千円、かさ上げがなくなるとその分支払いがふえるということです。

○議長（壇 康夫君）

9番……（「いや、いいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）19,316千円ですね。

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

発議第3号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第3号 道路財特法による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書は原案のとおり可決されました。

ここで暫時、一旦休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（壇 康夫君）

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。発議第4号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第1 発議第4号

○議長（壇 康夫君）

追加日程第1. 発議第4号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局長より朗読いたします。本荘議会事務局長。

○議会事務局長（本荘安政君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

これより提出議員の説明を求めます。15番宮本五市君お願いいたします。

○15番（宮本五市君）（登壇）

提案理由説明をいたします。

発議第4号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現在、議員が長期にわたり本会議等を欠席した場合、議員報酬を減額する規定がないため、議員報酬は全額支払われている現状であります。今回、報酬の減額について定められた規定が必要と考え、本条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

慎重審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

提案理由の説明は終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。（「議長、発議に対する質疑でなくて、議長個人に対するちょっと質疑をしたいと思いますが、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

いや、この議案に対しての質疑を今展開しておりますので。（「いやいや、これは関連ですから」と呼ぶ者あり）はい。（「よろしいですかね」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。16番

牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）

このことについては、平成28年ですから去年になりますよね、正確に言えば8月23日火曜日の全協でも、当時の壇議員ですね、このことに対する、長期欠席にかかわる議員報酬の削減というようなことで提案をいただいたわけですね。それで、このことについては、やはり慎重審議を経ながらやっていこうというようなことで粛々とやってきたわけですが、10月3日も、このようなことに対していかようになっておりますかというような質問をいただいたところですね。このことについては当然、当時の議運の委員長であります中島委員長以下6名で慎重に審議いただいたわけですが、このことを全協に落として、例月全協の中だったと思います。特にことしの6月13日、当時の壇議員、このことに対する委員長報告に、自分としては、報告に対することに対して自分が述べておることに対しては全く決まっていないじゃないかというようなことで、机をたたいてこのことに対しては再度協議をお願いするというようなことで、議会で決定したことをまた協議させたという経緯があります。当然、壇議員のそうした御意見等に対して、私も及ばずながら議長を務めさせていただいた経緯の中で、再度議運でもって御協議をお願いしたいというようなことでたびたびお願いして、その議運を開いていただいたわけですが、このことに対しては、去年の6月ですから議会の会期中だったと思います。恐らく6月13日は開会冒頭の日だと思いますけれども、このことについて自分のそうした意見が通らなければ発議を出しますと、最終的には発議を出しますから、あなたたちに任せなくてもいいですよというようなことで終わりましたね。それで、当時の委員でありました宮本委員のほうから、発議をされるのは、それはもうそれぞれの議員さんの自由なことだと、勝手におやりなさいということだったと思いますけれども、きのうのように鮮明に覚えております。

その後、壇議長が誕生された後、複数名の議員からもそのことに対する、その後の議長としてのこの議員報酬削減にかかわる部分では納得いただいていないということが継続的にあるわけですから、この発議はどうなったのかというような質問を展開させていただいた経緯がありますよね。それで、それからどうなったのか、それをちょっとお尋ねします。

議長としては、このことについては今検討中だというようなことでした。まず、そのことについては自分が議長を務めてさせていただいた経緯ですね、なかなか当時からのあれが変わったんだというようなこともありましたから、熟慮に熟慮を重ねて御回答をお願いします

よというようなことで私はお尋ねさせていただいた経緯がございます。その後どうなったのか、議長のお気持ちをお聞かせください。

**○議長（壇 康夫君）**

本来ですと、今の16番牛嶋利三君の質疑は発議第4号に直接関係ございませんけど、今、私に対する質疑、過去の経過を含めての質疑でございます。

確かに6月の段階では、私はこの議員報酬の削減の内容が納得できないという発言は全員協議会の中でもいたしました。それで、先日からずっと牛嶋議員のほうからも全員協議会の中で発議したらというお話がございましたけど、私、返事しましたように、議長として発議は今回ちょっと考えさせていただいているということで、結果的にきょうの段階で発議を控えております。皆さんの御意見を尊重すべき立場だということで今回までやっております。それで、その結果この発議4号が出されたというふうな認識をしておりますので、この4号について慎重に審議いただければというふうに思っております。

以上です。はい、どうぞ。16番牛嶋利三君。

**○16番（牛嶋利三君）**

実はきのうおとといですか、決算審査の取りまとめの後にも、このことに対する発議第4号の議運があったわけですが、当然議長としてもオブザーバーで着座されて、私も傍聴をちょっとさせていただいたんですが、長いこと時間がかかったもんですからね。そのような中で、瀬口委員のほうからもこのことに対するあれは時期早尚じゃないか、あるいは特別委を設置してでもやるべきじゃないかというような御意見等があったと思いますね。

そこで、当然議長はその話、経過・経緯を聞きながら、いや、このことについては自分がこの議会で提案されるのであればやりますよというようなことをおっしゃるのを私は期待して待ったんですよ。でも、ございませんでしたね。結果的には、いろんな意見がありながら現議運の委員長の宮本委員長のほうから表決をさせていただくということで、挙手での決議をやっていただいたという経緯です。

ですけど、当然、私の横に17番、この議長席からおりれば一兵卒として、一議員として発議できますよ。そのところをなぜやられないのか。特に来月は福岡県の市議会議長会を本市で担当させていただくというようなことでお迎えするわけですが、現議長がですよ、何回も私は言うておりますけれども、それを履行しないそつき議長だというようなことで、福岡県下28市のですね、みやま市を含めた議会の議長会にお招きできるのか、大変恥な部分だと

思うんですね。議長になられたら、言うこと、すること、態度、もう全く一変しているんじゃないですか。もう皆さんがそのようなことを日々言ってありますよ。

このことについては、今もうまさに言ってありますけど、議長をされて、それが本当だと思いますね、公平公正さを欠かない、これが議長なんですよ。しかし、今現在、今、壇議長がおっしゃっておりますけれども、議長に就任したために、これはやっぱり真摯にこの審議を進めさせる、これが議長の務めだというようなことで、今回はこのことに対する発議はやらないというようなことですか。どうですか。

○議長（壇 康夫君）

今ありましたように、先ほども申し上げました。今は議長の立場として、先ほど牛嶋議員がおっしゃった、降壇して17番の席に着いての発議が不可能じゃないというのは私も承知しております。ただ、皆さんの御意見を伺うと全会一致で、どうなるかわかりませんが、議長としては発議を控えるべきかなという判断をして、今回発議しておりません。

はい、どうぞ。16番牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）

このようなことであれば、私のほうから議長不信任というようなことで発議をさせていただきたいと思います。賛同者いませんか。（「賛成」「はい、賛成」と呼ぶ者あり）

このことで議長に対する不信任案動議ということで提出をさせていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

それでは、今、動議の発議ということで賛成議員が2名ですよね、11番と13番が賛同ということですので、一旦ここで暫時休憩いたします……（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）はい。16番牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）続

私、今、発議ということで、議長不信任案というようなことで発議させていただきますという発議提案者になりますけれども、これは会議規則第16条に、もう既にそれだけの賛同者がいますから、直ちにこれをきょうの追加日程第2として、直ちに会議は継続できると思います。

○議長（壇 康夫君）

それでは、そのまま継続します。

ただいま牛嶋利三君から、みやま市議会議長壇康夫不信任の動議が提出されました。この

動議は2人以上の賛成者がありますので、成立いたします。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順番を変更して直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

本件は、私の一身上に関する件でありますので、ここで議長を副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

**○副議長（荒巻隆伸君）**

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により私が議長の職務を行います。

本件は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、17番壇康夫君の退場を求めます。

〔壇 康夫議員退場〕

**追加日程第2 みやま市議会議長壇康夫君不信任の動議の件**

**○副議長（荒巻隆伸君）**

追加日程第2. みやま市議会議長壇康夫君不信任の動議の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。16番牛嶋利三君。

**○16番（牛嶋利三君）（登壇）**

それでは、ただいまから議長不信任決議案の提案理由を述べさせていただきます。ちょっと長くなりますけれども、1時までには終わるかと思います。

議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関でございます。日本国憲法の第8章には地方自治が——（「3分ばかり時間下さい。ちょっと連絡せんといかんけん、どうしても」と呼ぶ者あり）うん、どうぞ。（「いいですか」と呼ぶ者あり）市長不信任じゃないからどうぞ。（「市長不信任なら、もう飛んで来ますから」と呼ぶ者あり）——地方自治が設けられております。第93条の「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障をされております。

議会は多数の議員で構成され、住民に最も身近で、住民の声を肌で感じる存在として、ま

さに住民を代表する機関でございます。このことこそが、議会の役割の中で最も重要な点であります。また、議会は、住民の代表である議員が案件について質疑、討論、採決を行う場であり、議員全員の徹底した議論を行う、これを本質とした議会でございます。

議会は、住民から直接選ばれた一定数の議員で構成される合議体でありまして、その意思は会議における議決の形であらわせるものでございます。このために議会を主催する議長が置かれ、議長に事故等がある場合に備えて副議長も置かれておるところでございます。地方自治法第103条であります。

地方自治法第104条には、議長の議事整理権、議会の代表権が規定をされてございます。

「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と決められてございます。そして、議長はその職務遂行に当たっては常に冷静に、しかも公平に、地方自治体会議規則等の関係法令のほか、会議規則にのっとり議会の運営に万全を期さなければならないと思っております。

しかし、そのような中であって議長以前の壇議員は、平成28年8月23日に開催された例月全員協議会においても、長期欠席議員の報酬削減条例制定——これは三役も含むところでございますけれども、制定に向けた提案をされ、そのことを受けた当時の中島委員長を初めとする議会運営委員会で慎重審議を重ねていただき、その結果を各例月の全員協議会で報告を受けてきたところでございます。

しかし、壇議員ただ一人が、なぜ自分が言っているとおりにならないのか、私個人としては到底承服できない、みずからの襟を正すべきだ、あるいは市民からの理解を得られない、なぜそんなに皆さん方はお金が欲しいのかなどなどと理不尽な言葉を並べ立て、あげくには、先ほど申しましたとおり6月議会の冒頭だったと思っておりますけれども、このことを提案されないということであれば、私が——現在の壇議長ですけれども——発議を出すのもういいですよと息巻きながら議会を紛糾させた経緯がございます。その約束こそを求めておるところでございますけれども、履行されず本日に至っておるところでございます。

また、2点目といたしましては、みやまスマートエネルギー株式会社の件でございますけれども、この会社は市が株式の55%を出資する第三セクターの法人でございます。当該法人については、みやま市民も経営状態等に非常に興味を持たれ、関心を持っておられるところでございます。このことは各議員及び壇議長も同じような同様の思いだったと思っております。

しかしながら、平成29年8月12日のみやまスマートエネルギー株式会社にかかわる問題で

全員協議会を開催いただきましたけれども、壇議長の進行は公正な審議に欠けていると思われたところがございます。例えば、執行部職員に、議会が進みまして12時を経過しております。しかし、そのような中で、やっぱり私どももひもじければ、みんな人間ですからひもじい。12時ですね、食事をとる、そうした時間でございますけれども、昼食の時間も与えず全員協議会を開催。全員協議会冒頭に議事運営の方法、いわゆる制限等々の事項も含めるわけですが、説明もなし。議員が事実確認を行うための質問を行う中で、明確な基準を示さず質疑を制限されました。壇議長が議長選に出馬表明したときの、情報公開をし透明性を高めるという公約とは非常に矛盾するものでございます。

以上2点の、情報公開、あるいは透明性の公約違反、議員報酬削減にかかわる発議不履行から判断いたしますと、みやま市議会の進行役の議長はこのような人のもとでは正しい審議はできないと私は思うに至ったところであります。多くの市民の方々が私たちの議会に誇りを持っていただき、そのような議会にしていくために、議会の流れを変える必要があると今思っておるところでございます。このことが、私を含めた全議員、17名の議員一人一人の判断にかかっていくことを理解していただき、正しい判断をしていただくことを切にお願いして、私の提案理由にかえさせていただきます。

なお、本会議終了日のこの閉会前に決議案を出して、執行部を含めた皆さん方に大変御迷惑をおかけいたしますけれども、何とぞ議会の正常化を図るために、私が発議したことを御理解いただき、皆さん方の御賛同をよろしく申し上げます——と言いたいところでございますけれども、私も真意、このようにこの場に及んで紛争を起こすというようなことは、やはり以前議長を務めさせていただいた経緯もございまして、それが真意ではございません。

したがって、壇議長にはですね、恐らくモニターテレビを見ていただいておりますけれども、このことには壇議長、しっかり自分のお気持ちの中で精査いただきたいと思っておりますが、私を含めた17名の議会議員のうち過半数を持たれた議長じゃないわけですね。本気でやれば議長不信任、辞職勧告いつでもできます。それは法律上のそうした力はないとしても、議会議員そのものがそのことに対する真摯な受け方もされないと議会は回っていかない、このように思っております。

そのような意味から、このことはもう早速、発議はさせていただいたものの、取り下げていただきたい、このように思っておりますけれども、壇市議会議長におかれましては、このことを本当に真摯に受けとめていただき、今後のみやま市議会運営にしっかりと努めていた

だくことを期待しておるところでございます。

何回も申し上げますように、この動議は取り下げさせていただきたいというふうに思っております。大変議場を汚させた形になりましたけれども、私の思いの一端を述べさせていただきました。よろしくお願いします。

**○副議長（荒巻隆伸君）**

ただいま16番牛嶋議員のほうから、動議の提出者としての説明を求めますということで説明をいただきましたが、今、皆さん方お聞きのように、最終的には、動議は出しましたが動議を取り下げたいという申し出かと思えます。このことについても議会としては判断をしないといけないということでございますので、牛嶋議員の動議を取り下げる旨の発言に賛成の諸君の起立を求めたいと思えます。（発言する者あり）今、動議を取り下げたいと、動議を出されたんですが……（発言する者あり）動議を取り下げたいということに対しての採決はやらないとしないというルールになっておりますので、動議を取り下げるということについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○副議長（荒巻隆伸君）**

起立多数ということで、これは動議を取り下げるということで決定いたしました。

それでは、ここで議長を交代させていただきたいと思えます。壇康夫君の入場を許可します。

〔壇 康夫議員入場〕

**○副議長（荒巻隆伸君）**

議長を交代しますと言って、休憩にはなっておりませんので、引き続きお願いします。

〔副議長、議長と交代〕

**○議長（壇 康夫君）**

続けて会議を再開していきます。

発議が取り下げになったというふうに、今、局長からもお伺いしましたので、続けて進めさせていただきます。

それでは、発議第4号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行っていきます。質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

発議第4号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

お諮りします。発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 閉会中の継続審査の申出について

○議長（壇 康夫君）

日程第19. 閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とするこ

とを決定しました。

議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（壇 康夫君）**

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回みやま市議会定例会を閉会します。

**午後0時16分 閉会**

上記会議の次第は、本荘安政の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 壇 康 夫

みやま市議会副議長 荒 卷 隆 伸

みやま市議会議員 前 原 武 美

みやま市議会議員 野 田 力